

障がい者・高齢者等の権利が護られる地域づくりに向けて（会長声明）

長野県は上田市の就労支援B型事業所の職員が利用者に暴行し、けがを負わせ逮捕され、有罪判決が確定した事件について8月22日に施設を運営する法人に対し、事業者の指定を取り消す行政処分を発表しました。

県下においても障がい者、高齢者虐待について様々な報道がありました。昨年9月には上田市の障害者支援施設、塩尻市の老人ホーム、さらには本年1月には松本市の就労支援B型事業所、飯田市の放課後等デイサービス、2月には佐久市の障害者支援施設、3月には中野市の特別養護老人ホーム、6月には佐久市の特別養護老人ホームといずれも福祉施設従事者による虐待事件として発生しています。障がい者・高齢者等の生活を支援し、人権を守るべき福祉施設従事者の虐待、人権侵害は断じて許容できない出来事であります。

長野県社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、安心・安全な場所で共に暮らす社会の実現に努めることを倫理綱領に定めた専門職団体として、繰り返される人権侵害を重く受け止め、県民をはじめ県や市町村、事業所、専門職団体と連携しながら人権侵害を起こさない、権利が護られる地域づくりに一層取り組むことをここに表明します。

1 制度は整っても繰り返される人権侵害の実態

障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定した、「障害者権利条約」を批准して10年目を迎え、長野県では昨年度「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行されました。そして、障がい福祉事業所には、虐待防止研修が義務付けられています。しかしながら県内では、昨年来、繰り返し障がい福祉事業所での虐待、人権侵害の実態が報道されるなど障がい者に対する人権侵害は後を絶ちません。

高齢者においても、高齢者虐待防止法が施行され、15年以上経過しても、養介護施設従事者等による虐待は、無くならない状況が続いています。

2 身近な小さなところからの地道な取り組み

私たちの身の回りには、明らかな人権侵害であり犯罪とされる行為から、再発防止の取り組みが必要な事案、また無意識に人権を侵害している事案などが存在しています。

権利侵害は明らかに犯罪とされる行為に至るまでに、無意識・無自覚のうちに不適切な行為が繰り返し行われています。行われている不適切な行為が繰り返され、未然の防止、不適切な行為等への早期発見・対応が大切です。

福祉事業所等の現場では、日々関わる全ての人の全人的理解を深めるとともに、それに応じた支援力を高めることが求められています。人材確保が難しい今日、更なる人材育成に日々取り組まなければなりません。私たち長野県社会福祉士会は、全ての人がかけがえない存在として尊重され権利が護られ、自由・平等・共生に基づく社会正義の実現を目指し、学びの場の提供や人材育成に積極的に取り組みます。

3 多機関と連携した実効性ある権利擁護の取り組み

長野県社会福祉士会は、これまで県の委託を受けて実施している高齢者虐待対応防止標準・強化研修をはじめとして、権利擁護研修、各種の専門研修を実施。また、キャリア形成訪問指導事業では虐待対応に関する依頼に最も多く取り組んできました。

ほかにも、長野県弁護士会と共同で虐待への具体的対応と体制整備等の支援を行う虐待対応専門職チーム派遣事業や、他の専門職と連携した権利擁護の推進にも取り組んでいます。

私たちは、今後さらに行政機関をはじめ福祉や医療、介護、地域福祉等の現場で働く専門職団体等と連携し、より実効性のある権利擁護活動の構築を図ります。

4 地域づくりの実践力強化の取り組み

長野県社会福祉士会は、障がい児者支援、高齢者支援、子ども子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で働く職能集団として、権利侵害を許さない全ての人々が生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。各種の職能団体をはじめ行政や地域の様々な関係者と一層の連携を深め、協働して権利擁護を推進し、地域課題の解決に向け全力で取り組むとともに、更なる実践力の強化を図ります。

令和5年9月8日

公益社団法人 長野県社会福祉士会
会長 吉澤利政

